

中小企業省エネルギー普及啓発・導入支援事業のうち
省エネ対策補助制度活用支援業務委託仕様書

1 委託業務名

省エネ対策補助制度活用支援業務

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務の目的

近年、地球温暖化による自然災害リスクの増加等の懸念が高まる中、令和5年5月に開催されたG7広島サミットにおいては、2050年までのカーボンニュートラルの重要性が改めて確認された。本県においても、令和5年3月に「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」を改定し、温室効果ガス排出量の削減目標を引き上げ、あらゆる部門において取組を加速することとしている。

広島県におけるCO2排出状況は、産業部門からの排出量が県全体の約7割と最も大きな割合を占めており、排出削減に向けた対策が急務となっている。加えて、人的資源等が限られている中小企業においては、自主的な取組みの遅れも懸念されている。

また、現状、国によって様々な補助制度が整備されているものの、補助制度の申請要件や活用事例はもとより、活用可能な補助制度を把握できていない事業者、何から着手すべきか迷っている事業者が多く存在している。

そのため、県内企業向けに国の補助制度紹介及び解説を行うことで、制度理解や制度活用を促していくとともに、個別具体的な取組み課題に対する相談対応により、事業者の個々の課題を解消につなげていくことが必要である。

本業務では、省エネ等に関する相談会イベントを複数回開催することにより、県内企業のCO2排出削減に向けた課題解決や具体的取組の実施を後押しし、加えて各種補助制度の活用を促進することで、効率的に県内のCO2排出削減を進めることを目的としている。

4 業務スケジュール（案）

	R 6									R 7		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体企画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
講師確保等	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
イベント 周知/開催		→	→	→	→	→	→	→	→	→		
イベント 結果集計				→	→	→	→	→	→	→		
業務報告												→

※具体的には、提案に基づき、別途受託者と協議のうえ決定する。

5 業務内容

本業務では、以下の仕様に沿った相談会イベントを開催すること。

(1) 相談会イベントの要件

ア 構成

相談会イベントは2部制とし、1部は国補助制度等の紹介及び解説するプログラム（以下、「制度紹介」という。）とし、2部は個別相談会のプログラム（以下、「個別相談会」という。）とすること。イベント時間は計4時間程度で設定すること。

イ 開催頻度

月1回程度を目安とする。

ウ 開催方式

オンライン形式又は会場とオンラインのハイブリッド形式とすること。会場開催は最低2回以上行い、県内2市町以上で開催すること。開催にあたり必要な機材や会場関係者との調整等は、受託者において行うこと。

エ 開催回数

9回

(2) 事業の全体企画書作成

次の項目を含む全体企画書を作成すること。

ア 業務全体の年間スケジュール

相談会イベント開催時期、県との打ち合わせ時期を含め、適宜更新を行うこと。

イ 各相談会イベントの概要

想定するプログラムの内容や紹介する補助制度を明示すること。

ウ イベント講師及び専門員の候補者

想定する講師及び専門員の候補者の人数、所属団体の情報を含めること。

(3) 相談会イベントの企画

次の項目に関する業務を実施すること。

ア 開催日時の選定

イ 開催会場の確保

ウ プログラムの調整

エ 制度紹介の講師及び個別相談会の専門員の確保

オ 相談会イベントの参加申請フォームの作成

カ 相談会イベントの申請受付及び問合せ対応

キ 相談会イベントの講演資料の取りまとめ及び参加者への共有

ク 相談会イベントのフライヤーの作成及び広報

ケ 個別相談会の受付表（タイムスケジュール、相談内容、専門員の配置を含む）の作成

コ 個別相談会に関して、参加企業及び専門員との事前調整

サ 個別相談会参加企業へのフォローアップ

※各項目について、原則、県の合意をとりつつ進めること。

(4) 相談会イベントの運営

次の項目に関する業務を実施すること。

- ア 会場設営及び撤去
- イ 司会進行
- ウ 当日の参加者の受付
- エ 当日資料の印刷及び配架
- オ 事後アンケートの作成、実施、回収、集計

※業務に必要な機器や消耗品等は、受託者において整備すること。また、オンライン配信に伴うトラブルが生じないように、講師含め直前テストを実施する等、対策を講じること。

(5) 相談会イベントの実施結果報告

次の項目を含む形で実施結果報告書を電子データで提出すること。

- ア 日時・場所
- イ プログラムの概要
 - 1部は、講演タイトル、講師、講演内容の概要、会場の写真を、2部は、参加企業数、参加企業名、相談概要を必須とする。
- ウ 実施結果（参加者数、評価・改善点を含む）

(6) 集客目標

本業務を通じて、イベント参加企業が200社を超えるように取り組むこと。また、参加企業が特定の地域に過度に偏らないよう配慮すること。なお、参加企業をカウントするうえでの定義は次のとおり。

- ア 参加企業は、参加者リストをもってカウントすること。
- イ 参加企業には、国、行政機関、支援機関の参加者は含まれない。
- ウ 同日に、1部及び2部に参加する企業は1社としてカウントする。

(7) 県共催イベントとの連携（年1回）

県の判断により、本業務以外のイベントを活用し個別相談会を開催する場合、以下の対応を行うこと。

- ア イベント打ち合わせへの同席
- イ 相談会ブースの配置及び専門員の確保
- ウ イベントの当日参加（相談会ブースに関する対応に限る）
- エ 負担費用の清算対応（本費用として25万が委託費に含まれる）

(8) 実施体制

相談会イベントの企画運営、県への定期報告等、各業務を円滑に遂行できるよう人員配置すること。また、相談会イベントの満足度や集客が高まるよう、他の支援機関との連携や、幅広い業種にコンタクトできる体制を整えておくこと。

(9) その他

上記（２）～（７）に付随する業務

(10) 業務報告書

業務における実績、各イベントで使用した説明会資料及び参加者リストを併せて、業務報告書として県に提出すること。

(11) 連絡体制

土日祝日及び12月29日から1月3日までを除き、8時30分から17時15分までの間、県担当者と連絡が取れること。連絡方法は、電話、電子メール及びオンライン会議システムに対応すること。

(12) 実績報告書の提出及び委託料の額の確定

ア 業務が完了したときは、その完了から起算して速やかに任意様式による「事業実績報告書」を県に提出すること。

イ 県は事業実績報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の成果を審査し、契約内容に適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、受託事業者に通知する。

ウ 受託事業者は、委託料の確定額の通知を受けたときは、速やかに請求書を県に提出すること。

6 留意事項

(1) 受注者は、契約期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、業務の実施状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行うこと。

(2) 業務の実施に関して、常に県と密接な連携を図り、県の意図を熟知の上、効率的な進行に努めなければならない。県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は委託料の範囲内において仕様の変更可能な限り応じること。

(3) 契約の締結、業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受注者の負担とする。

(4) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないよう十分に注意を払うものとし、かかる事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。

(5) 受注者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 作成する資料において法令、外部資料及びデータの出典等は、全て明確にしておくこと。

(7) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利をいう。以下、同様。）をはじめ、本業務の成果品における一切の権利（以下、「著作権等」という。）は、県に帰属する。やむを得ない事情により著作権等の譲渡ができないものについては、受注者は、県が本業務の成果物を事業目的の範囲内で契約期間終了後に活用できるよう、必要な使用許諾を県に与えること。

(8) 本業務の実施に際し、第三者の著作権、肖像権、特許権、その他権利を使用する場合は、受

注者はその使用に関する一切の責任と費用負担を負うものとする。

- (9) 本業務に関し、受注者が県から受領又は閲覧した資料等は全て返却することとし、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (10) プロポーザル提案書に明記されている場合を除き、本調査の一部を受注者以外の第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること。その際、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した物を県に提出すること。
- (11) 上記(1)から(10)までの事項に違反したとき、または業務を完了する見込みのないときは、県は契約を解除し、受注者に損害を補償させる場合がある。
- (12) 本業務の内容に疑義がある場合や仕様書等に定めのない事項及び重要な事項の決定については、予め県と協議の上、その指示または承認を受けること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。

本委託業務は、予算が広島県議会で可決された場合に実施する。